

全 員 協 議 会 資 料

令和7年5月27日

1. 名張市立病院の財政見通しについて
(市立病院)・・・後日配布
2. 名張市中学校給食に係る事業費の検証結果について
(教育委員会)・・・後日配布
3. 中期財政計画（令和6年度ローリング版）の時点修正及び主要施策の方向性
について
(総務部・なばりの未来創造部)・・・後日配布
4. 地方独立行政法人名張市立病院の設立に伴う関係条例の整備について
(市立病院)・・・P2・3
5. 地方独立行政法人名張市立病院に係る重要な財産を定める条例の制定について
(市立病院)・・・P4・5
6. 地方独立行政法人名張市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する
条例の制定について
(市立病院)・・・P6・7
7. 地方独立行政法人名張市立病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について
(市立病院)・・・P8
8. その他（報告）
・債権放棄について
(市民部)・・・P9

地方独立行政法人名張市立病院の設立に伴う関係条例の整備について

1. 制定の趣旨

本年10月の地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」といいます。）の設立に当たって、関係条例を廃止し、及び関係条例の規定を整備しようとするものです。

2. 廃止する条例

法人の設立に伴い、地方公営企業法に基づく名張市病院事業を廃止するため、次に掲げる関係条例を廃止し、必要な経過措置を設けることとします。

- (1) 名張市立病院等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例
- (2) 名張市病院事業の設置等に関する条例
- (3) 名張市立病院在り方検討委員会設置条例
- (4) 名張市立病院使用料及び手数料条例
- (5) 名張市立看護専門学校設置条例

3. 改正する条例

法人の設立に伴い、次のとおり関係条例の改正を行い、必要な経過措置を設けることとします。

- (1) 名張市情報公開条例、名張市個人情報保護法施行条例、名張市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び名張市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正

法人設立後も、個人情報の保護に関する法律の情報開示等の手続に係る規定が引き続き適用されるほか、法人運営の透明性の確保の観点からも、現行の本市の情報公開制度及び個人情報保護制度は、法人の業務にも適用することとします。そのため必要な改正として、これらの条例で定める情報開示等を行う実施機関及び市の機関等について、市が設立した地方独立行政法人を追加することとします。

- (2) 名張市職員定数条例の一部改正

法人設立時に名張市立病院又は名張市立看護専門学校に配置されている職員は、法人の職員に身分が承継されることになるため、市長の事務部局の職員の定数について、所要の改正を行うこととします。

- (3) 名張市職員の定年等に関する条例の一部改正

法人設立後、不要となる規定（病院に勤務する医師に係る規定）を削除します。

(4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

職員を派遣できる団体に、地方独立行政法人名張市立病院を追加します。

(5) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

名張市立病院在り方検討委員会委員の報酬に係る規定を削除します。

(6) 職員の給与に関する条例及び名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

法人設立後、不要となる医療職給料表、医療職の職員その他名張市立病院又は名張市立看護専門学校に適用する給与に係る規定を削除する等、所要の改正を行います。

(7) 名張市職員の退職手当に関する条例の一部改正

ア 職員から法人の職員に身分承継した場合は、本条例に基づく退職手当を支給しないことを定めます。なお、地方独立行政法人法第61条本文の規定に基づき、当該職員に係る退職手当の算定に関しては、市職員としての在職期間を法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うこととなります。

イ その他所要の改正を行います。

(8) 地方独立行政法人名張市立病院評価委員会条例の一部改正

所要の規定の整理を行います。

3. 施行期日

法人の成立の日から施行します。

地方独立行政法人名張市立病院に係る重要な財産を定める条例の制定について

1. 制定の趣旨

本年10月の地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」といいます。）の設立に当たって、地方独立行政法人法（以下「法」といいます。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、法人の保有する重要な財産であって、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合に処分しなければならないもの及び譲渡し、又は担保に供しようとする場合に市長の認可を必要とするものを定めようとするものです。

【法第6条第4項】

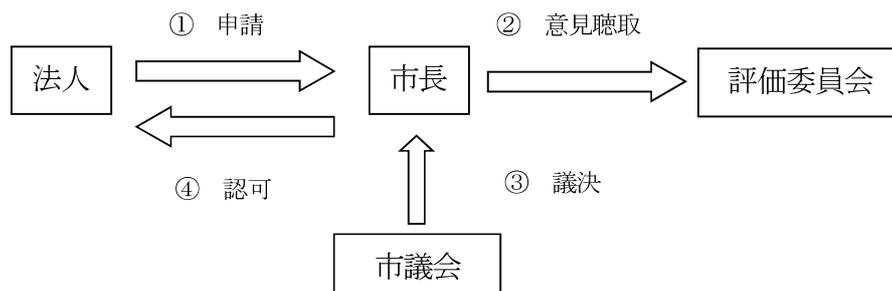
- 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第42条の2の規定により、当該財産を処分（※）しなければならない。

※ 法人は、市長の認可を受けた上で、不要財産について現物又はその譲渡収入を市に納付。なお、市長は、この認可を行うに当たって、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないこととされています（法第42条の2）。

【法第44条第1項本文、第2項】

- 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。
- 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【不要財産の処分（市への納付）及び譲渡・担保供与の手続】



2. 制定内容

法第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づく重要な財産は、次のとおりとします。

区分	重要な財産の内容	備考
法第6条第4項の規定に基づく重要な財産（不要と認められる場合に処分し、市長の認可を受けなければならないもの）	(1) 認可申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、同日におけるその額）が50万円以上の財産（その性質上処分することが不適当なものを除きます。） (2) その他市長が定める財産	国の独立行政法人の取扱いに準じます。
法第44条第1項の規定に基づく重要な財産（譲渡し、若しくは担保に供しようとする場合に市長の認可を受けなければならないもの）	(1) 予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡又は担保としての提供にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに限ります。）又は動産 (2) 不動産の信託の受益権	市において処分する場合に議決を要することとしている財産（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定める財産）に準じます。

3. 施行期日

法人の成立の日から施行します。

地方独立行政法人名張市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の制定について

1. 制定の趣旨

本年10月の地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」といいます。）の設立に当たって、地方独立行政法人法第19条の2第4項の規定に基づき、法人の役員又は会計監査人（以下「役員等」といいます。）が法人に対し損害を賠償する責任を負う額から免除することができることとする額について、必要な事項を定めようとするものです。

【地方独立行政法人法第19条の2第4項】

○ 前2項の規定（※）にかかわらず、地方独立行政法人は、第1項の責任について、設立団体が地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上の額を条例で定めている場合には、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から、当該条例で定める額を控除して得た額を限度として設立団体の長の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。

※ 本条第1項から第3項までにおいて、法人の役員等が任務を怠った場合に負う損害賠償責任の免責については、市議会の議決を経た上で市長が承認しなければならないことが規定されています。上記（本条第4項）の規定は、その例外を定めるものです。

2. 制定内容

法人の役員等が法人に対して負う損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職責等を考慮した算出方法により得た額を超える額を免責する旨を定めることとし、その算出方法は、次のとおりとします。なお、「算出方法」の各区分の係数（2、4、6）は、政令で定められた基準と同じです。

区分	算出方法
理事長又は副理事長	基準報酬年額（年収）× 6
理事	基準報酬年額（年収）× 4
監事又は会計監査人	基準報酬年額（年収）× 2

3. 施行期日

法人の成立の日から施行します。

地方独立行政法人名張市立病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について

1. 制定の趣旨

本年10月の地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」といいます。）の設立に当たって、地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき、法人に職員を引き継ぐ名張市の内部組織を定めようとするものです。

【地方独立行政法人法第59条第2項】

- 移行型一般地方独立行政法人の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。

2. 制定内容

法人に職員を引き継ぐ名張市の内部組織は、現在の名張市立病院及び名張市立看護専門学校とします。これにより、法人の成立の日の名張市立病院又は名張市立看護専門学校に配置されている職員は、法人の職員に身分が承継されることとなります。

3. 施行期日

法人の成立の日から施行します。

債権放棄について

1. 債権放棄の経緯

名張市債権管理条例第14条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって放棄した債権について、同条第2項の規定により報告します。

この事務処理については、慎重な対応が求められていることから、庁内に名張市債権管理検討委員会を設置し、対象事案が条例等に基づいた放棄事由に当たるかどうかの審査を行った上で実施したものです。

なお、これらの債権の会計上の事務処理については、名張市会計規則第28条の規定に基づき、所管において令和6年度の不納欠損処分を行いました。

2. 債権の内容及び放棄した額

・過年度ホームヘルプサービス自己負担金	1件	22,000円
・水道料金	101件	241,150円
・市立病院診療費	7件	1,192,240円
・名張市介護老人保健施設未収金	2件	188,305円
合 計	111件	1,643,695円

[放棄事由別件数表]

債権放棄の事由	対象件数		金額 (円)	債権管理条例 第14条第1項
	件数	債務者数		
生活保護、資力回復困難	3	2	3,844	第1号
破産（免責）	10	6	479,868	第2号
消滅時効期間満了	96	40	874,113	第3号
強制執行しても履行見込なし	0	0	0	第4号
強制執行済の不履行債権	0	0	0	第5号
徴収停止後なお無資力	0	0	0	第6号
債務者死亡かつ限定承認	0	0	0	第7号
相続人が不存在	2	2	285,870	第8号
合 計	111	50	1,643,695	